

**昭和五十六年法律第二十四号**

国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会（以下「博覧会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、財團法人国際科学技術博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(寄附金つき郵便葉書等の発行の特例)

第三条 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金（以下「博覧会準備等資金」という。）に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

(日本国有鉄道の援助)

第四条 日本国有鉄道は、広告事業を行う者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行う場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備等資金に充てることを寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行うことができる。

第五条 削除

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第六条 博覧会協会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第二百四十四条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなして、それぞれ国家公務員共済組合法第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第二百四十条の規定を適用する。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二二日法律第四八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年一月三日法律第八二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年五月一五日法律第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一日法律第三二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年六月一六日法律第七六号）抄

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。